

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 対象事業の名称及び種類

- 名称 : 新ごみ焼却施設整備事業
- 種類 : 一般廃棄物焼却施設の設置^{注1}
施設規模 : 130t/日 (65t/24時間×2炉^{注2})

- 注) 1. 岡山県環境影響評価等に関する条例第2条第2号トに規定する事業
2. 定常時は2炉同時運転を基本とし、ごみ量の減少時や定期点検・補修時には交互運転または全停止となる。処理方式は焼却方式(ストーカ式)を採用する計画である。(「2-3 対象事業の内容」参照)。

2-2 対象事業の目的

岡山県西部衛生施設組合(以下、「本組合」という。)を構成する3市2町(笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町及び里庄町)では、平成26年3月に策定した「西部ブロックごみ処理広域化実施計画書(ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会)」(以下、「広域化計画」という。)に基づき、焼却施設については既存の里庄清掃工場(200t/日)及び井原クリーンセンター(90t/日)を集約した全域のごみ処理を行う施設として令和7年度の供用開始を目標としたが、コロナ影響等で事前調整に遅れが生じたため、現在、令和8年度供用開始に向け準備を進めている。また、最終処分場については井原市内に令和4年3月に竣工し、令和4年4月から供用を開始している。

2-3 対象事業の内容

2-3-1 対象事業実施区域の位置

対象事業を予定している建設地(以下、「対象事業実施区域」という。)の位置は、図2-3.1以降に示すとおりである。対象事業実施区域はすでに造成整備された土地である。また、ストックヤード棟については令和4年6月に岡山県西部環境整備施設組合によって解体・撤去工事が完了している。

- 位置 : 岡山県浅口郡里庄町大字新庄 3655 番地
- 対象事業実施区域の面積 : 約2ha(内、開発区域面積は約1ha)



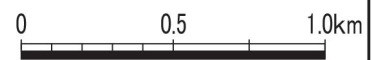
凡 例



対象事業実施区域

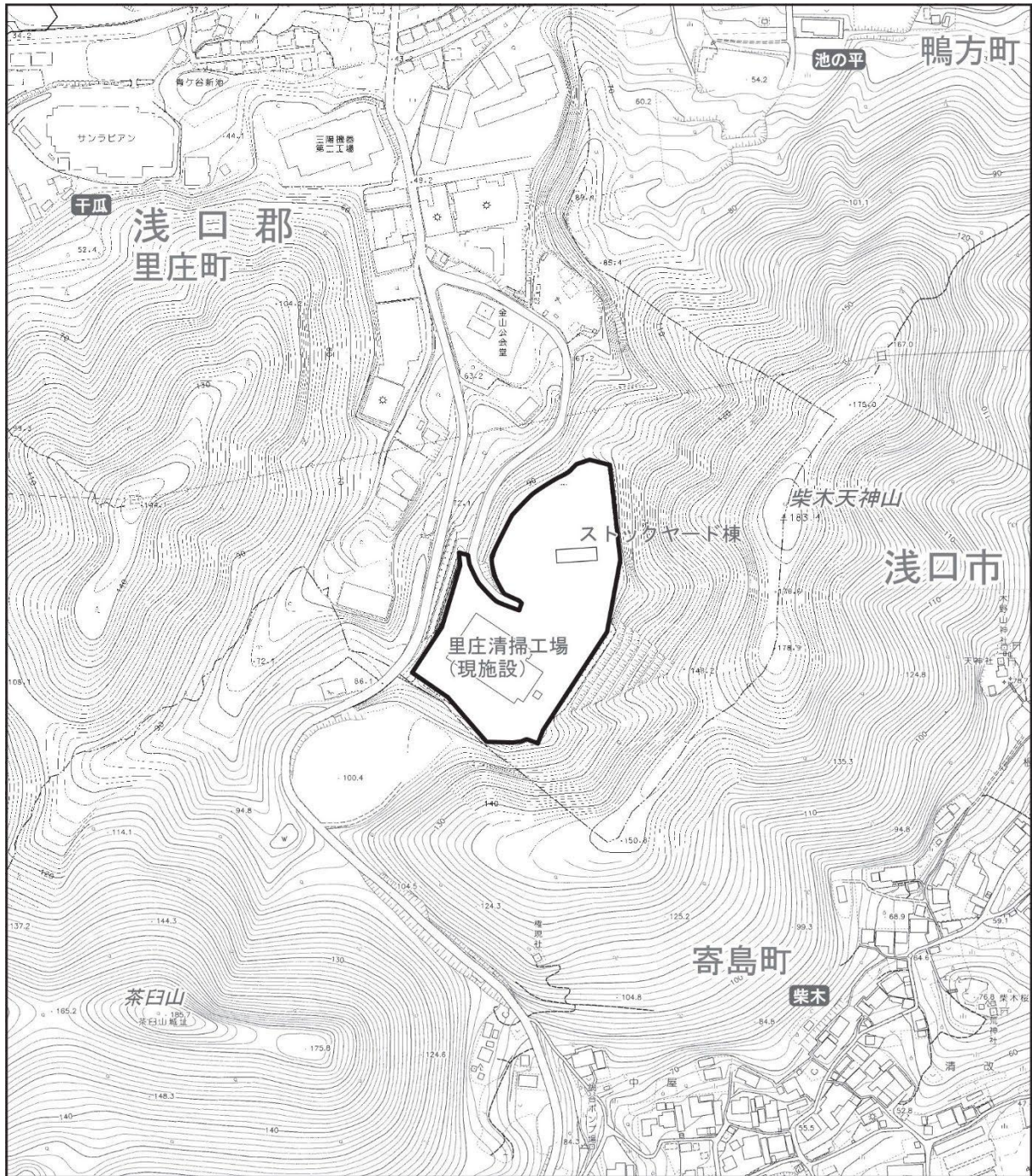


SCALE 1 : 25,000



この地図は、国土地理院発行の数値地図 25000 をもとに作成した。

図 2-3.1 対象事業実施区域の位置（広域）



凡 例



対象事業実施区域



SCALE 1 : 5,000



この地図は、里庄町都市計画図及び浅口市都市計画図をもとに作成した。

図 2-3.2 対象事業実施区域の位置

2-3-2 対象事業の規模

対象事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設(焼却施設)」の設置とする。

また、現施設の解体・撤去については現段階では時期、方法等が未定のため、対象としない。

本事業において設置する施設の計画規模は、次のとおりである。

計画施設の施設規模 : 130t/日 (65t/24h×2 炉)

注) 現時点の想定であり、変更となる場合がある。

【施設規模の算定式】

施設規模 (t/日) = 計画処理量 (t/年) ÷ 実稼働日数^{注1} (280 日) ÷ 調整稼働率^{注2} (0.96)

注) 1. 実稼働日数 : 年間 365 日のうち、施設の稼働日数を 280 日として設定した日数。

年間 365 日のうち、施設を停止する 85 日の内訳は下記に示すとおりとする。

| | |
|-----------|----------------------|
| ・補修整備期間 | 30 日 |
| ・補修点検期間 | 30 日 (15 日×2 回) |
| ・全炉停止期間 | 7 日 (起動・停止に要する日数を含む) |
| ・起動に要する日数 | 9 日 (3 日×3 回) |
| ・停止に要する日数 | 9 日 (3 日×3 回) |

2. 調整稼働率 : 正常に運転する予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数 (=0.96)。

出典 : 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」(平成 29 年、公益社団法人全国都市清掃会議)

「岡山県西部衛生施設組合新ごみ処理施設整備基本計画」(令和 3 年 1 月)に基づき、計画施設の計画処理量^注は、年間処理量約 30,000t に災害廃棄物の処理量として計画処理量の 10% (約 3,000t) を見込んだ『約 33,000t』と設定した。

また、施設規模については、上記に示す式を用いて算出し、『130t/日』と設定した。

なお、実稼働日数及び調整稼働率については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」をもとに設定する。

注) 新ごみ処理施設における計画処理量は、本組合が策定した「岡山県井笠地域(笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町)第 2 期循環型社会形成推進地域計画(平成 30 年 11 月:令和元年 11 月変更)」(以下、「地域計画」という。)が直近の実績を踏まえた計画であることから、地域計画で示した値をもとに設定した。

2-3-3 事業の内容

1. 施設計画

(1) 施設整備方針

施設整備基本方針を以下に示す。

①安全・安定・安心な施設

ごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応（処理）することができ、また、施設の事故防止対策及び事故発生時の対策を図り、適切な維持管理・安全管理のもと、安定稼働（処理）を行うことができる施設とする。

②環境に配慮した施設

ダイオキシン類をはじめとした有害物質の発生防止及び排出抑制を実施し、周辺環境に与える影響（負荷）を低減するとともに、敷地周辺の緑化等を行うなど、周辺環境との調和を図った施設とする。

③経済的・効率的な施設

設備の合理化、省力化、省エネ化及び長寿命化を図り、建設費及び運営・維持管理費を抑制することができる施設とする。

④エネルギーを有効利用する施設

焼却等の処理により発生した余熱を利用して発電等を行い、施設内で利用するほか、余剰電力については売電等を行い、エネルギーを回収し循環利用する施設とする。

⑤災害に強い施設

耐震性及び防災機能（備蓄倉庫等）を確保した上で、ごみ処理能力に適度な余裕を持たせ、災害が発生した際、可燃性の災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することができる施設とする。

施設の基本仕様は表 2-3.1 に示すとおりである。

表 2-3.1 計画施設の基本仕様

| 項目 | 内容 |
|------------|--|
| 処理方式 | ストーカ式焼却炉 |
| 施設規模 | 130t/日 (65t/24h×2 炉) |
| 煙突高さ | 地上 59m |
| 排ガス量 (湿り) | 13,000m ³ N/h/炉 (基準ごみ条件) 16,000m ³ N/h/炉 (高質ごみ条件) |
| 排ガス温度 | 156℃程度 (基準ごみ条件) 163℃程度 (高質ごみ条件) |
| ばいじん | 0.01g/m ³ N 以下 |
| 硫黄酸化物 | 30ppm 以下 |
| 塩化水素 | 50ppm 以下 |
| 窒素酸化物 | 50ppm 以下 |
| 水銀 | 30 μg/m ³ N 以下 |
| ダイオキシン類 | 0.05ng-TEQ/m ³ N 以下 |
| 焼却残渣の処理・処分 | 埋立処分 |
| 余熱利用 | 発電設備、給湯設備 (場内)、熱利用施設 (場外) 等 |
| 公害防止設備 | 排ガス処理設備 (炉ごとに整備) |
| 使用燃料 | 灯油を基本とする |
| 敷地及び周辺条件 | |
| 地形 | 平地 |
| 標高 | 92.9m |
| 計画地盤高 | 92.9m |
| 都市計画 | 都市計画区域内 (非線引き) |
| 用途地域 | 指定なし |
| 雨水排水施設関連 | 既存の洪水調整池を經由して洪水調整後、既存の雨水排水路にて公共用水域へ放流する |
| 供給施設 | |
| 電気 | 特別高圧受電 |
| 水道 | 上水 |
| ガス | LP ガス (給湯設備等) |
| 排水計画 | |
| プラント系排水 | 極力再利用したうえで、余剰水は適正に処理し、下水排除基準を満たすものを公共下水道へ放流する なお、ごみピット汚水は燃焼室吹込みを予定している |
| 生活系排水 | 下水排除基準を満たすものを公共下水道へ放流する |

注) 本表に示す計画施設に係る条件は現時点の想定を示したものであり、今後変更となる場合がある。

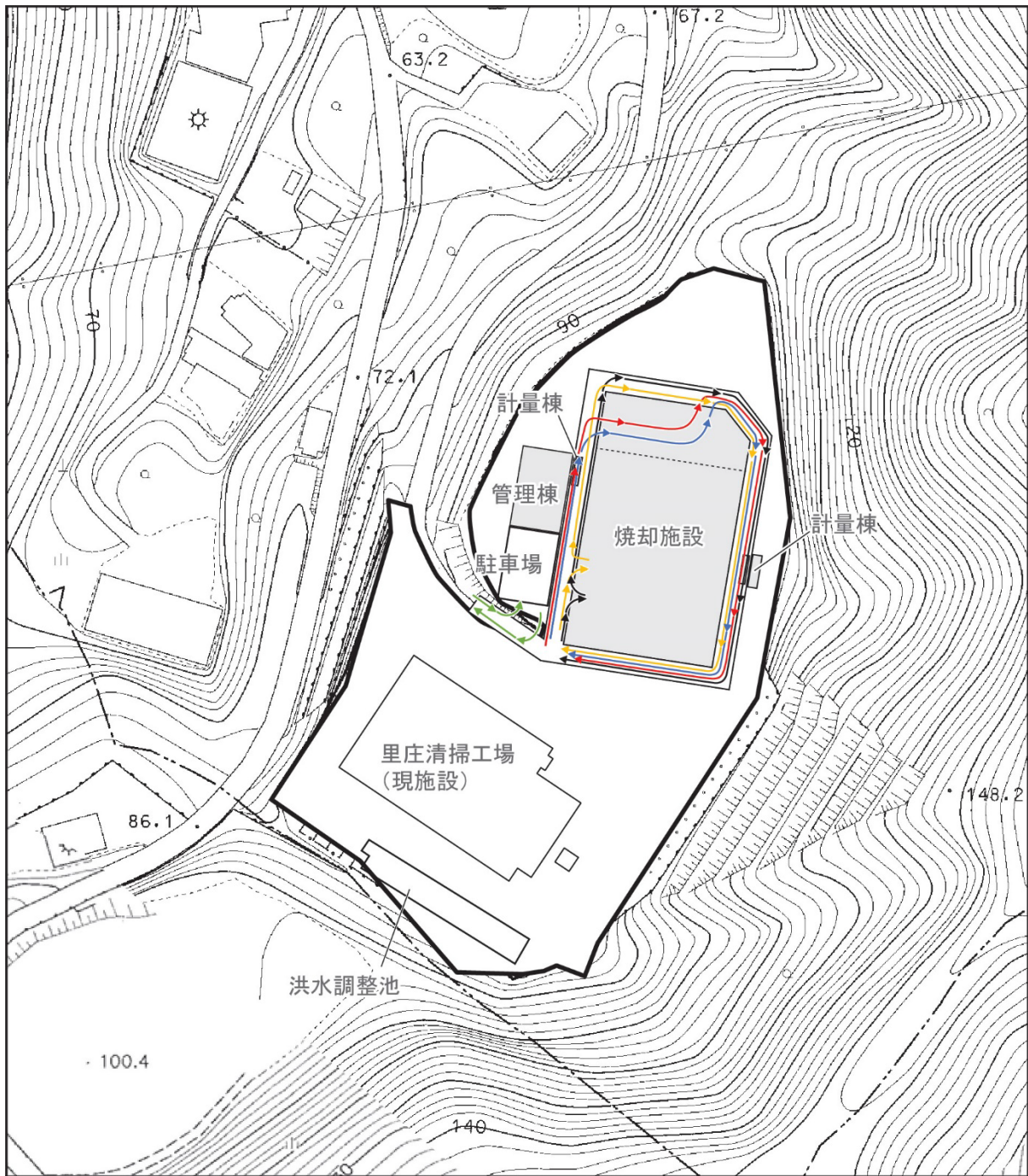
(2) 施設計画

処理方式について、本組合の特性 (「最終処分場を有している」、「下水汚泥を処理しない」、「建設地の敷地面積を確保している」) から、「ストーカ式」及び「流動床焼却式」の 2 方式に絞り込んだ。また、処理方式ごとの性能等を考慮し、信頼性が高く、本組合が整備するごみ焼却施設の最適な処理方式であることから、「ストーカ式」を採用した。







(3) 施設の配置計画

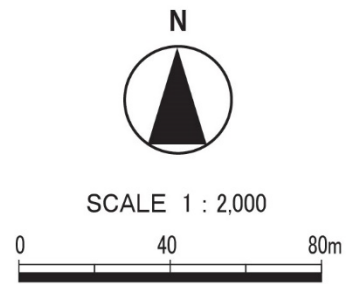
施設の配置計画を図 2-3.3 に示す。

対象事業実施区域の面積約 2ha のうち、北側の約 1ha に各施設を配置する計画である。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  直接搬入車両
-  定期収集車両
-  メンテナンス車両
-  搬出車両
-  見学者車両



この地図は、里庄町都市計画図及び浅口市都市計画図をもとに作成した。

注) 配置計画は現段階での想定であり、今後の検討により変更となる場合がある。

図 2-3.3 施設の配置計画 (現段階計画)

2. 公害防止計画

(1) 大気汚染

煙突排ガスに係る自主基準及び法規制基準は、表 2-3.2 に示すとおりである。計画施設の排ガスは「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める基準を遵守したうえで、水銀以外は規制基準値より厳しい値とする。なお、自主管理基準値は、一般廃棄物処理施設設置届出書に記載する計画値であり、計画施設稼働開始後の維持管理基準値を示す。

表 2-3.2 排ガスに係る自主基準値及び規制基準

| 項目 | 単位 | 計画施設 排ガス自主基準値 | 「大気汚染防止法」等に 定める規制基準値 |
|----------|-------------------------|------------------|------------------------------|
| ①ばいじん | g/m ³ N | 0.01 | 0.08 |
| ②硫黄酸化物 | ppm | 30 | K 値=17.5 (約 4800ppm) |
| ③塩化水素 | ppm | 50 | 430 (700mg/Nm ³) |
| ④窒素酸化物 | ppm | 50 | 250 |
| ⑤ダイオキシン類 | ng-TEQ/m ³ N | 0.05 | 1 |
| ⑥水銀 | μg/m ³ N | 30 | 30 |

注) 上記の基準値は、乾きベース・酸素濃度 (O₂) 12%換算値である。

出典：「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)

(2) 騒音・振動

① 騒音基準値

対象事業実施区域は「騒音規制法」における「第 3 種区域」に該当する(里庄町告示により第 2 種区域(新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部)及び第 4 種区域(新庄の一部)以外を第 3 種区域に指定している)ため、表 2-3.3 に示す「第 3 種区域」に定められる基準を計画施設の騒音基準値として設定する。

表 2-3.3 計画施設の騒音基準値(騒音規制法の第 3 種区域の規制基準値)

| 時間の区分 区域の区分 | 朝 | 昼 間 | 夕 | 夜 間 |
|----------------|---------|----------|-----------|------------|
| | 5 時～7 時 | 7 時～20 時 | 20 時～22 時 | 22 時～翌 5 時 |
| 基準値 | 60 デシベル | 65 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル |

注) 基準値は敷地境界での値

出典：「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)

② 振動基準値

対象事業実施区域は「振動規制法」における「第 2 種区域」に該当する(里庄町告示により第 1 種区域(新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部)以外を第 2 種区域に指定している)ため、表 2-3.4 に示す「第 2 種区域」に定められる基準を計画施設の振動基準値として設定する。

表 2-3.4 計画施設の振動基準値(振動規制法の第 2 種区域の規制基準値)

| 時間の区分 区域の区分 | 昼 間 | 夜 間 |
|----------------|----------|----------|
| | 7 時～20 時 | 20 時～7 時 |
| 基準値 | 65 デシベル | 60 デシベル |

注) 振動基準値は敷地境界での値

出典：「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)

(3) 悪臭

対象事業実施区域は「悪臭防止法」における特定悪臭物質濃度規制に係る「第2種区域」に該当する（里庄町は全域が第2種区域に指定されている）ため、「第2種区域」に定められる基準を計画施設の悪臭基準値として設定する。

敷地境界での基準値を表 2-3.5、気体排出口での規制基準を表 2-3.6 に示す。

表 2-3.5 敷地境界上での規制基準

| 特定悪臭物質の種類 | 基準値 (ppm) | 特定悪臭物質の種類 | 基準値 (ppm) |
|--------------|--------------|-------------|--------------|
| アンモニア | 2 | イソバレルアルデヒド | 0.006 |
| メチルメルカプタン | 0.004 | イソブタノール | 4 |
| 硫化水素 | 0.06 | 酢酸エチル | 7 |
| 硫化メチル | 0.05 | メチルイソブチルケトン | 3 |
| 二硫化メチル | 0.03 | トルエン | 30 |
| トリメチルアミン | 0.02 | スチレン | 0.8 |
| アセトアルデヒド | 0.1 | キシレン | 2 |
| プロピオンアルデヒド | 0.1 | プロピオン酸 | 0.07 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.03 | ノルマル酪酸 | 0.002 |
| イソブチルアルデヒド | 0.07 | ノルマル吉草酸 | 0.002 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.02 | イソ吉草酸 | 0.004 |

出典：「悪臭規制のあらまし」（平成 31 年、岡山県環境管理課）

表 2-3.6 気体排出口での規制基準

| 特定悪臭物質の種類 | 基準値 (ppm) | 特定悪臭物質の種類 | 基準値 (ppm) |
|--------------|--------------|-------------|--------------|
| アンモニア | 2 | イソバレルアルデヒド | 0.006 |
| 硫化水素 | 0.06 | イソブタノール | 4 |
| トリメチルアミン | 0.02 | 酢酸エチル | 7 |
| プロピオンアルデヒド | 0.1 | メチルイソブチルケトン | 3 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.03 | トルエン | 30 |
| イソブチルアルデヒド | 0.07 | キシレン | 2 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.02 | | |

出典：「悪臭規制のあらまし」（平成 31 年、岡山県環境管理課）

(4) 焼却灰等

焼却灰、飛灰に係るダイオキシン類含有量の基準は表 2-3.7 に示すとおりである。

また、飛灰処理物の溶出基準は表 2-3.8 に示すとおりである。

表 2-3.7 焼却灰、飛灰に係る規制基準

| 項目 | 基準値 (ng-TEQ/g) |
|---------|----------------|
| ダイオキシン類 | 3 以下 |

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）

表 2-3.8 飛灰処理物に係る規制基準

| 項目 | 基準値 (mg/L) |
|--------------|---------------|
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 | 0.005 以下 |
| カドミウム又はその化合物 | 0.09 以下 |
| 鉛又はその化合物 | 0.3 以下 |
| 六価クロム又はその化合物 | 1.5 以下 |
| 砒素又はその化合物 | 0.3 以下 |
| セレン又はその化合物 | 0.3 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 以下 |

出典：「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 5 号）

(5) 水質汚濁

計画施設における現時点で想定する排水処理施設の模式図を図 2-3.4 に示す。

施設の設備・機器等の洗浄水及び洗車用水に由来するプラント系排水（有機系・無機系）及びトイレ等の生活系排水が発生する。このうち、プラント系排水は極力再利用したのち、余剰水は下水排除基準を満たすものを放流し、ごみピット汚水は燃焼室吹込みを予定している。また、生活系排水は、下水排除基準を満たすものを里庄町公共下水道に放流する。

「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号）及び「里庄町公共下水道条例」（平成 16 年 3 月 16 日里庄町条例第 5 号）に基づく下水排除基準は、表 2-3.9 に示すとおりである。

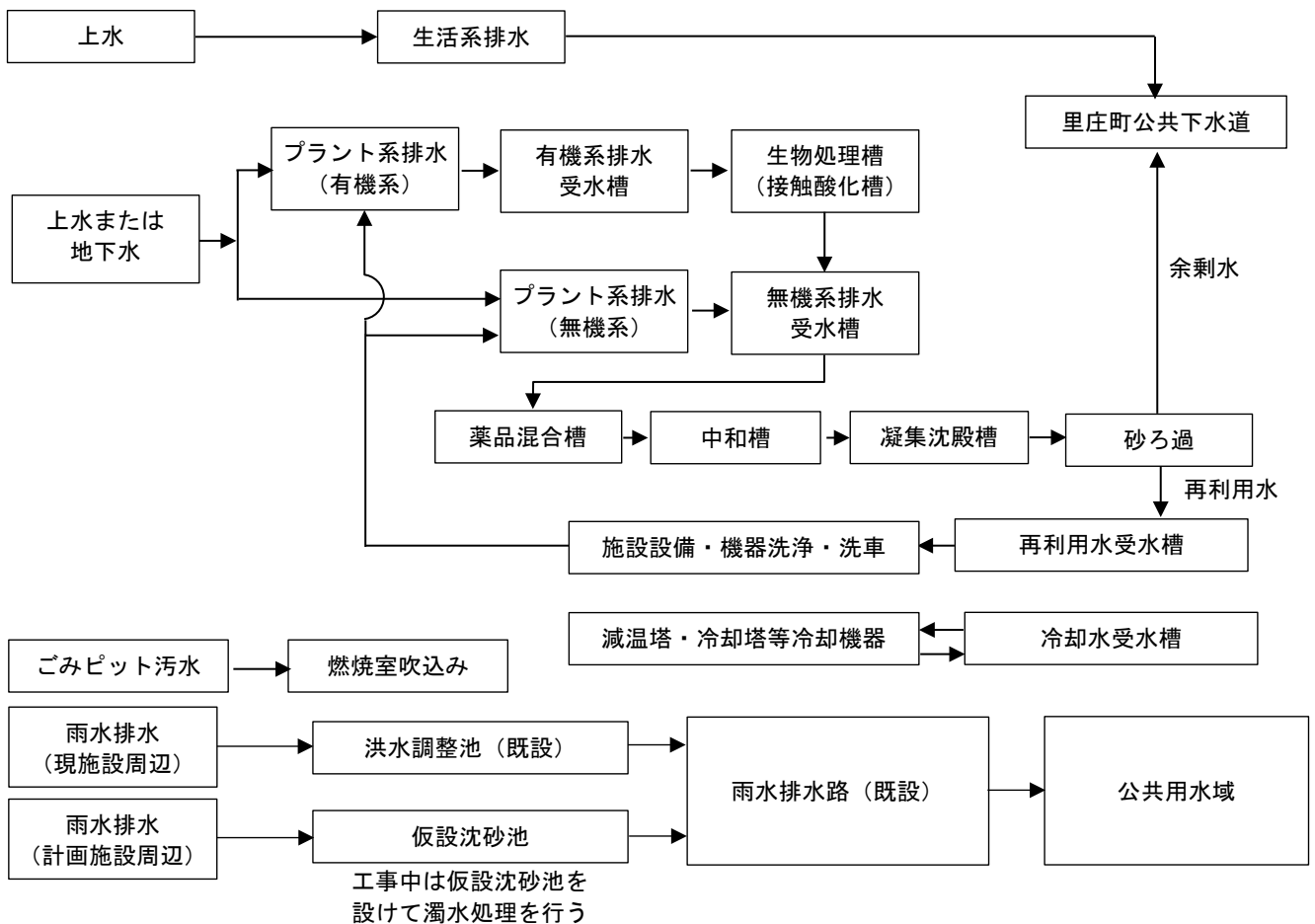


図 2-3.4 排水処理施設の模式図

表 2-3.9 特定事業場に係る下水排除基準

| 項目 | | 排水量 | | | |
|---------------|-----------------|------------------------|------------------------|---------------|-------------|
| | | 50 m ³ /日以上 | 50 m ³ /日未満 | | |
| 条例で定める基準 | 環境項目等 | 水素イオン濃度 (pH) | 5 以上 9 以下 | 5 以上 9 以下 | |
| | | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 600 mg/L 以下 | — | |
| | | 浮遊物質量 (SS) | 600 mg/L 以下 | — | |
| | | ノルマルヘキサン抽出物質 | 鉱油類 | 5 mg/L 以下 | 5 mg/L 以下 |
| | | | 動植物油脂類 | 30 mg/L 以下 | — |
| | | 窒素含有量 | 240 mg/L 以下 | — | |
| | | リン含有量 | 32 mg/L 以下 | — | |
| | | アンモニア性窒素等含有量 | 380 mg/L 以下 | — | |
| | | 温度 | 45 °C 以下 | 45 °C 以下 | |
| | | 沃素消費量 | 220 mg/L 以下 | 220 mg/L 以下 | |
| 下水道法施行令で定める基準 | 処理場で処理可能 | フェノール類 | 5 mg/L 以下 | 5 mg/L 以下 | |
| | | 銅 | 3 mg/L 以下 | 3 mg/L 以下 | |
| | | 亜鉛 | 2 mg/L 以下 | 2 mg/L 以下 | |
| | | 鉄 (溶解性) | 10 mg/L 以下 | 10 mg/L 以下 | |
| | | マンガン (溶解性) | 10 mg/L 以下 | 10 mg/L 以下 | |
| | | 総クロム | 2 mg/L 以下 | 2 mg/L 以下 | |
| | | カドミウム | 0.03 mg/L 以下 | 0.03 mg/L 以下 | |
| | | シアン | 1 mg/L 以下 | 1 mg/L 以下 | |
| | | 有機リン | 1 mg/L 以下 | 1 mg/L 以下 | |
| | | 鉛 | 0.1 mg/L 以下 | 0.1 mg/L 以下 | |
| | | 六価クロム | 0.5 mg/L 以下 | 0.5 mg/L 以下 | |
| | | 砒素 | 0.1 mg/L 以下 | 0.1 mg/L 以下 | |
| | | 総水銀 | 0.005 mg/L 以下 | 0.005 mg/L 以下 | |
| | | アルキル水銀 | 検出されないこと | 検出されないこと | |
| | | ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/L 以下 | 0.003 mg/L 以下 | |
| | | 処理場で処理困難 | トリクロロエチレン | 0.3 mg/L 以下 | 0.3 mg/L 以下 |
| | | | テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 | 0.1 mg/L 以下 |
| | ジクロロメタン | | 0.2 mg/L 以下 | 0.2 mg/L 以下 | |
| | 四塩化炭素 | | 0.02 mg/L 以下 | 0.02 mg/L 以下 | |
| | 1,2-ジクロロエタン | | 0.04 mg/L 以下 | 0.04 mg/L 以下 | |
| | 1,1-ジクロロエチレン | | 0.2 mg/L 以下 | 0.2 mg/L 以下 | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | | 0.4 mg/L 以下 | 0.4 mg/L 以下 | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | | 3 mg/L 以下 | 3 mg/L 以下 | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | | 0.06 mg/L 以下 | 0.06 mg/L 以下 | |
| | 1,3-ジクロロプロペン | | 0.02 mg/L 以下 | 0.02 mg/L 以下 | |
| | チウラム | | 0.06 mg/L 以下 | 0.06 mg/L 以下 | |
| | シマジン | | 0.03 mg/L 以下 | 0.03 mg/L 以下 | |
| | チオベンカルブ | | 0.2 mg/L 以下 | 0.2 mg/L 以下 | |
| | ベンゼン | | 0.1 mg/L 以下 | 0.1 mg/L 以下 | |
| | セレン | | 0.1 mg/L 以下 | 0.1 mg/L 以下 | |
| | ほう素及びその化合物 | | 230 mg/L 以下 | 230 mg/L 以下 | |
| | ふっ素及びその化合物 | | 15 mg/L 以下 | 15 mg/L 以下 | |
| | ダイオキシン類 | 10 pg-TEQ/L 以下 | 10 pg-TEQ/L 以下 | | |

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号）、「里庄町公共下水道条例」（平成 16 年 3 月 16 日里庄町条例第 5 号）

3. 搬入出計画

計画施設に搬入出等する主な車両は、既存の焼却施設の里庄清掃工場及び井原クリーンセンターでの状況等を踏まえ、表 2-3.10 に示すとおり設定した。

また、搬入出ルートは表 2-3.11 及び図 2-3.5 に示す。計画施設供用時は、現在建設中の一般国道 2 号玉島・笠岡道路及びその他アクセス道路が供用となるため、笠岡市及び浅口市（金光町）については当該道路を主な搬入出ルートとして利用する計画である。

なお、搬入出車両台数及び搬入出ルートは現段階での想定を示したものであり、変更となる場合がある。

表 2-3.10 搬入出車両等台数

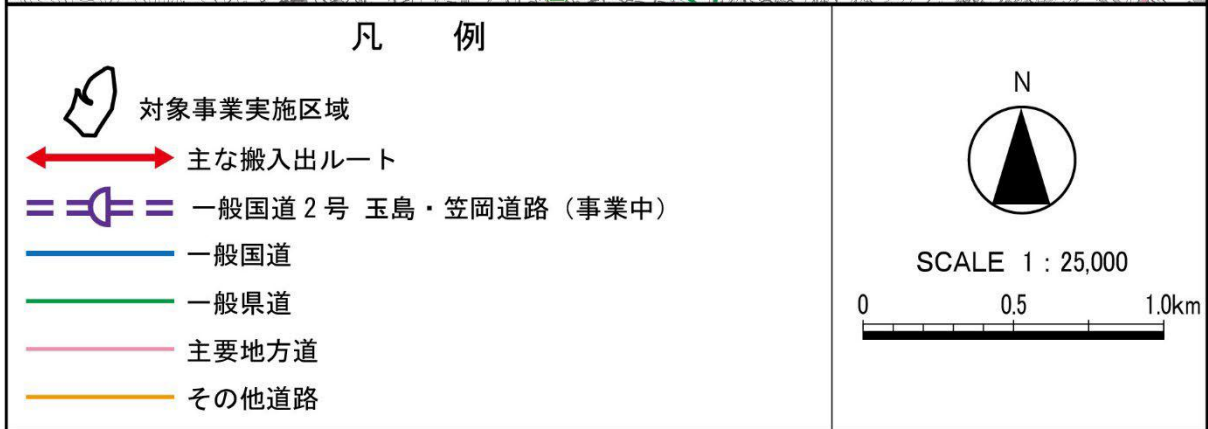
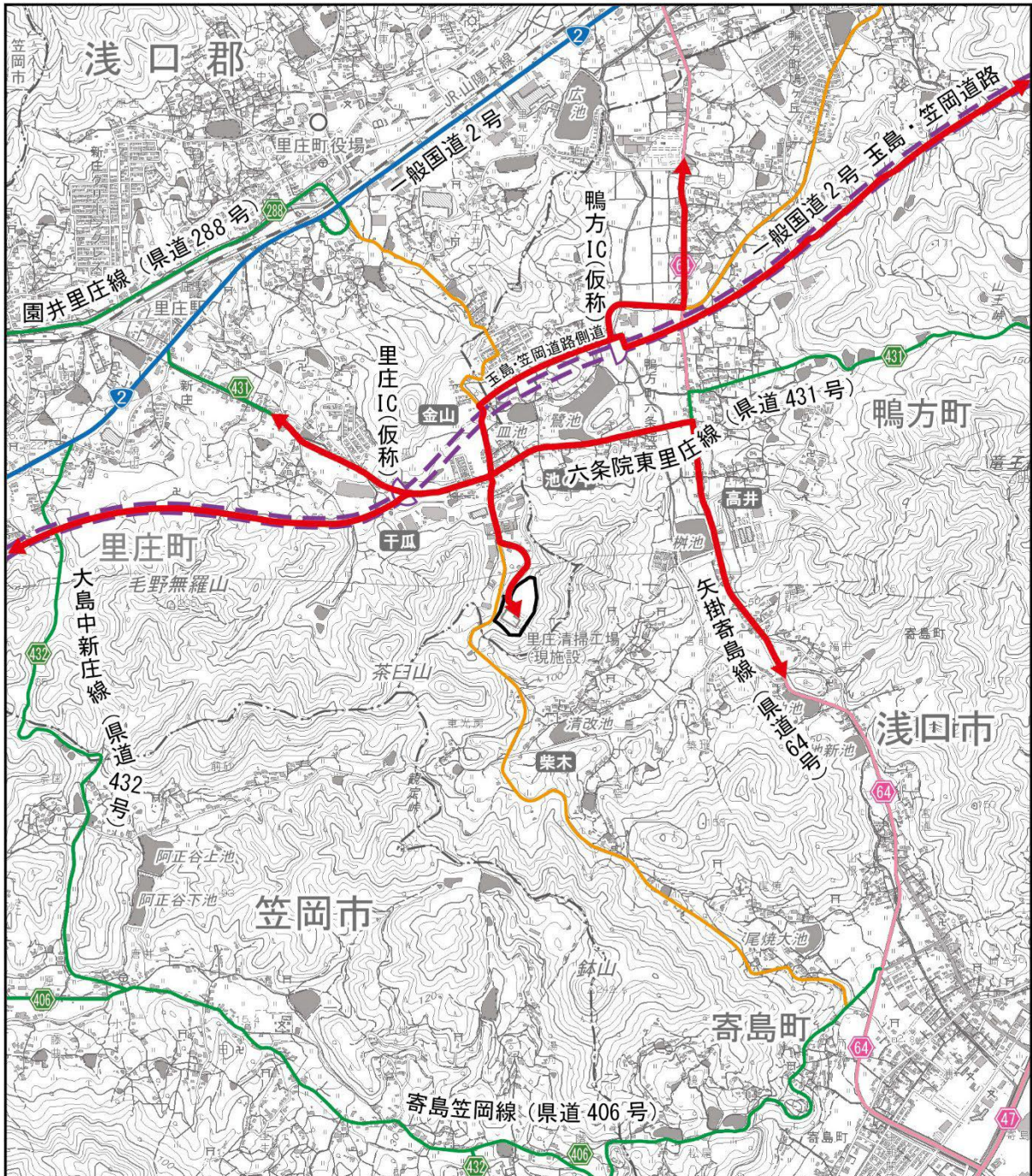
| 搬入出車両 | | | 想定台数（月） |
|----------|--------------------|--|------------------------------|
| 搬入 | | | |
| 定期収集車両 | パッカー車（2t、4t） | | 平均：約 1,100 台 最大：約 1,200 台 |
| 直接持込車両 | 乗用車、トラック（小型、中型、大型） | | 平均：約 4,300 台 最大：約 5,500 台 |
| 搬出 | | | |
| 灰搬出車両 | 天蓋付き 8t ダンプトラック | | 数台程度 |
| 見学者 | | | |
| 見学者関連車両 | 乗用車 | | 数台程度 |
| | 大型バス | | |
| 維持管理 | | | |
| 維持管理関連車両 | - | | 数台程度 |

表 2-3.11 収集区域別搬入出ルートと日平均車両台数

| 収集区域 | 搬入出ルート | 日平均 運搬車両 台数 | 合計 |
|--------------|---|-------------------|-----|
| 笠岡市 | 国道2号線→県道六条院東里庄線→町道新庄613号線→施設 | 50台 | 67台 |
| | 玉島・笠岡道路（里庄IC）→県道六条院東里庄線→町道新庄613号線→施設 | 15台 | |
| | 県道寄島笠岡線→寄里農道→町道新庄613号線→施設 | 2台 | |
| 浅口市 （鴨方町） | 県道矢掛寄島線→玉島・笠岡道路側道→町道新庄118-3号線→町道新庄613号線→施設 | 25台 | 28台 |
| | 県道六条院東里庄線→町道新庄613号線→施設 | 1台 | |
| | 国道2号線→町道新庄132号線→町道新庄118号線→町道新庄118-2号線（一部、池の平団地（浅口市）を通過）→町道新庄118-3号線→町道新庄613号線 | 2台 | |
| 浅口市 （寄島町） | 県道矢掛寄島線→県道六条院東里庄線→町道新庄613号線→施設 | 19台 | 21台 |
| | 県道寄島笠岡線→寄里農道→町道新庄613号線→施設 | 2台 | |
| 浅口市 （金光町） | 玉島・笠岡道路（鴨方IC）→玉島・笠岡道路側道→町道新庄118-3号線→町道新庄613号線→施設 | 25台 | 35台 |
| | 県道矢掛寄島線→玉島・笠岡道路側道→町道新庄118-3号線→町道新庄613号線→施設 | 10台 | |
| 里庄町 | 県道六条院東里庄線→町道新庄613号線→施設 | 9台 | 21台 |
| | 県道矢掛寄島線→玉島・笠岡道路側道→町道新庄118-3号線→町道新庄613号線→施設 | 9台 | |
| | 町道新庄132号線→町道新庄118号線→町道新庄118-2号線（一部、池の平団地（浅口市）を通過）→町道新庄118-3号線→町道新庄613号線→施設 | 3台 | |
| 井原市 | 国道2号線→県道六条院東里庄線→町道新庄613号線→施設 | 66台 | 74台 |
| | 県道矢掛寄島線→玉島・笠岡道路側道→町道新庄118-3号線→町道新庄613号線→施設 | 8台 | |
| 矢掛町 | 県道矢掛寄島線→玉島・笠岡道路側道→町道新庄118-3号線→町道新庄613号線→施設 | 28台 | 28台 |
| 合計 | | 274台 | |

注) 1. 日平均車両台数は、片道分の発生台数を示す。

2. 収集区域別の各走行ルートは、資料編（資料1-1 収集区域別の廃棄物運搬車両の搬入出ルート）に示す。



この地図は、国土地理院発行の数値地図 25000 をもとに作成した。

図 2-3.5 対象事業実施区域周辺の主な搬入出ルート

4. 供給施設

供給施設は、表 2-3.1 に示すとおり、電気は特別高圧受電、水道は上水、ガスは LP ガスと計画しているが、今後変更となる場合がある。

5. 排水計画

排水経路の概要を図 2-3.6 に示す。

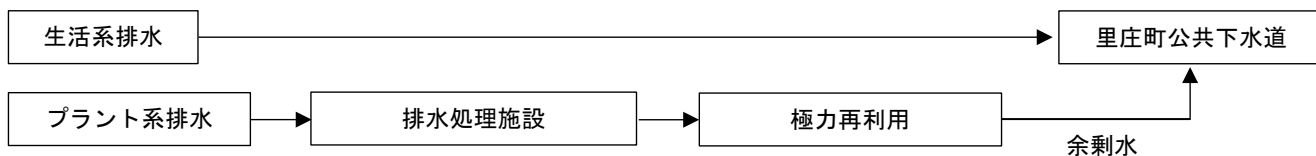
施設排水のうち、プラント系排水は排水処理施設で処理したのち極力再利用し、余剰水を里庄町公共下水道へ排水する計画である。また、生活系排水は里庄町公共下水道へ排水する計画である。

雨水排水ルートを図 2-3.7 に示す。

供用時における雨水排水は、計画施設周辺は既設の雨水排水路（道路側溝）へ排水し、現施設周辺は既設洪水調整池で洪水調整したのちに、既設の雨水排水路（道路側溝）へ排水する計画である。

工事中における雨水排水は、仮設沈砂池（容量：45m³、幅 3m×長さ 10m×深さ 1.5m）において、濁水処理したのちに既設の雨水排水路（道路側溝）に排水する計画である。なお、工事区域南側は、濁水が雨水排水経路に直接流出しないように、土嚢等を設置するなどの対応を行う。

■施設排水



■雨水排水

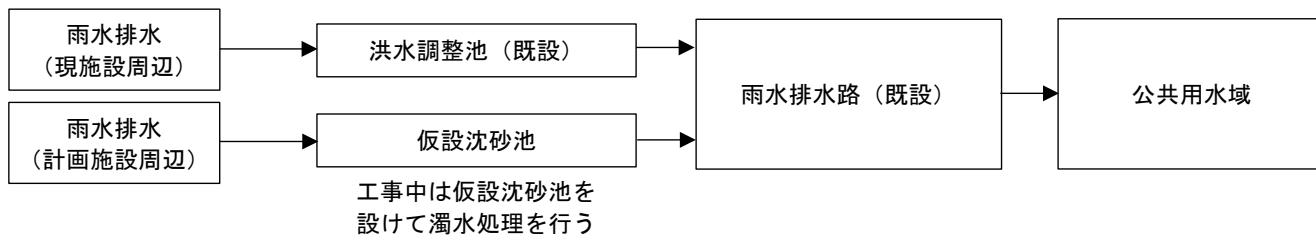
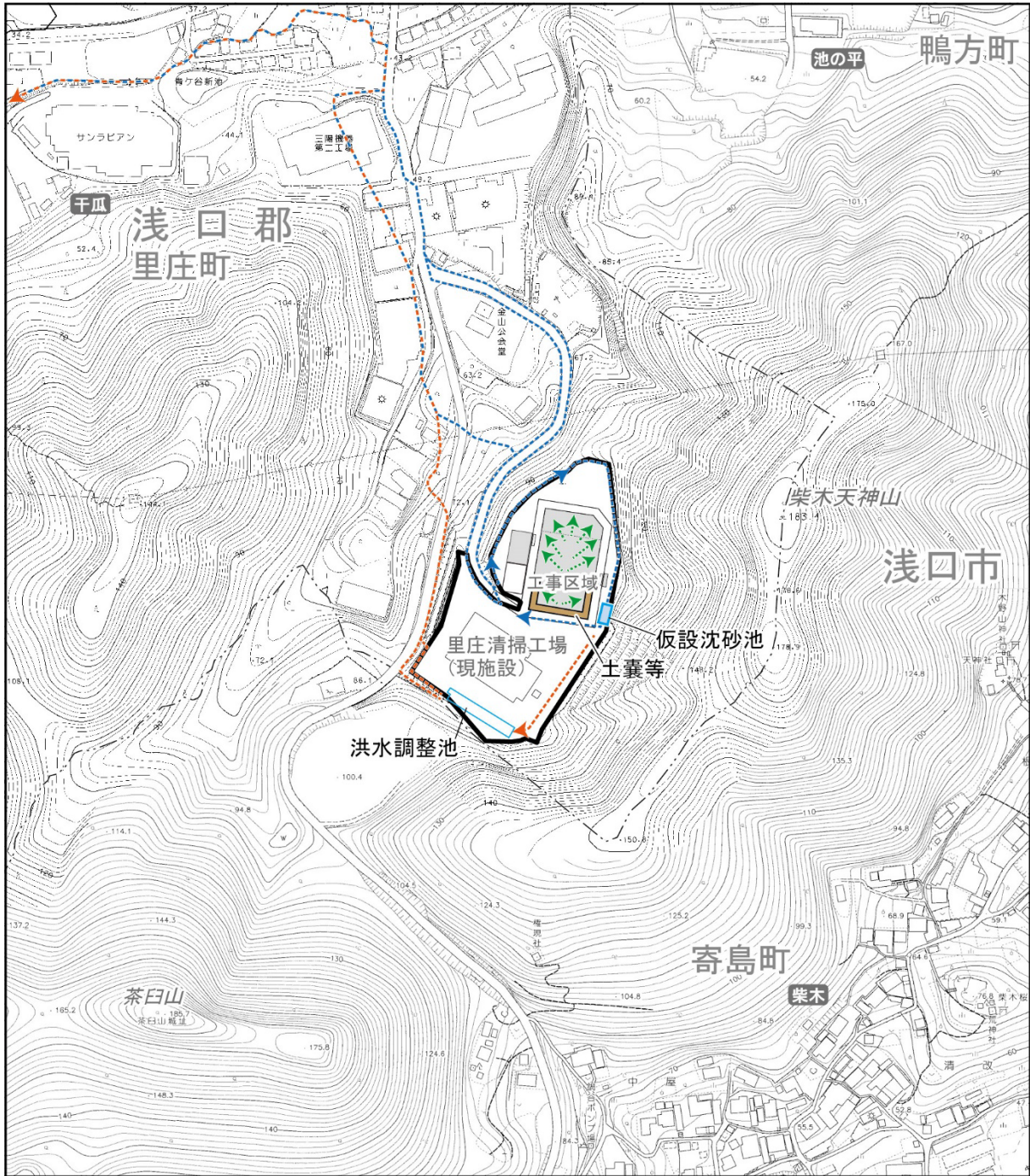





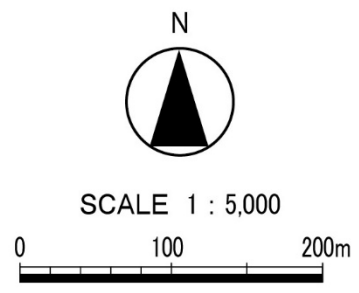


図 2-3.6 排水経路の概要



凡 例

-  対象事業実施区域
-  現施設周辺の主な雨水排水ルート
-  計画施設周辺の主な雨水排水ルート
-  工事区域の雨水排水の流れ
-  仮設沈砂池（容量 45m³、幅 3m × 長さ 10m × 深さ 1.5m）



この地図は、里庄町都市計画図及び浅口市都市計画図をもとに作成した。

図 2-3.7 供用時における主な既存雨水排水ルート

6. 地球温暖化防止対策

ごみ処理の過程で発生する熱エネルギーを効率的に回収することとし、熱を場内利用（発電、プラント設備利用、給湯、暖房）及び場外利用（熱利用施設利用）する予定である。なお、発電によって得られた電力については、場内等で活用するほか、余剰分は売電する計画とする。

上記の熱利用のほか、施設の設備機器、照明及び空調設備等は、省エネルギー型の採用に努め、温室効果ガスの削減を図る。

7. 焼却残渣処理計画

計画施設から発生する焼却残渣は、井笠広域一般廃棄物埋立処分場（井原市高屋町字野々迫地内）で埋立処分する。

2-4 対象事業の工事計画の概要

1. 工事工程

本施設の整備に係る主要な工事は、工事開始に係る造成工事及び施設の建設工事（土木建築工事、プラント工事）を予定している。本事業の工事工程は、表 2-4.1 に示すとおりで、設計及び建設工事期間は、4 か年を計画している。

なお、建設機械が稼働する時間は昼間の 8 時間（8:00～17:00、12:00～13:00 を除く）とする。工事は平日の実施を基本とするが、工事の進捗等に応じ休日（土曜日）に実施する場合がある。

表 2-4.1 工事工程表

| 項目 | | 1 年目 令和 4 年度 | 2 年目 令和 5 年度 | 3 年目 令和 6 年度 | 4 年目 令和 7 年度 | 5 年目 令和 8 年度 |
|-------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 設計 | | ■ | | | | |
| 造成工事（杭引抜含む） | | | ■ | | | |
| 土木建築 工事 | 土木工事 | | ■ | | | |
| | 建築工事 | | ■ | | | |
| | 外構工事 | | | | ■ | |
| プラント工事 | | | | ■ | | |
| 試運転 | | | | | ■ | |
| 供用開始 | | | | | | ○ |

注) 1. 本工程は現時点の想定を示したものであり、変更となる場合がある。

2. 対象事業実施区域には、地下埋設物（旧焼却処分場の杭）が存在していることから、造成工事の中で杭引抜を行う予定である。

2. 建設工事の内容

(1) 造成工事

造成工事では、対象事業実施区域に設置されていた旧ごみ焼却施設の地下埋設物（既存杭）引抜の工事を行った後、地盤の造成を行う。

(2) 土木建築工事

土木建築工事では、施設建設に係る基礎工事等の土木工事及び建築物の建築工事を行う。

土木工事では現状の地盤を活かし、造成は最小限とする。基礎工事では支持地盤までの杭打ち等により基礎を設置する。

基礎工事終了後、建築物の建築工事及び建築物周囲の植栽、場内道路等の舗装、門扉・フェンス等の外構工事を行う。

(3) プラント工事

建築工事と並行してクレーン等を用いて、焼却炉に関わる機械設備を設置するプラント工事を実施する。

3. 建設作業機械計画

現段階では具体的な施工計画は未定であるが、他の廃棄物焼却施設建設事例を参考として想定される建設作業機械を表 2-4.2 に示す。

表 2-4.2 建設作業機械計画

| 工種 | | 想定される建設作業機械等 |
|-------------|------|---|
| 造成工事（杭引抜含む） | | ラフタークレーン、バックホウ、杭抜機、ユニック、トレーラ、ダンプトラック等 |
| 土木建築工事 | 土木工事 | バックホウ、ブルドーザ、杭打ち機、クローラクレーン コンクリートポンプ車、ダンプトラック等 |
| | 建築工事 | ラフタークレーン、トラッククレーン、トラック等 |
| | 外構工事 | バックホウ、ブルドーザ、トラッククレーン、タイヤローラ、ロードローラ、アスファルトフィニッシャー、ダンプトラック等 |
| プラント工事 | | ラフタークレーン、トラッククレーン、トラック等 |

注) 対象事業実施区域には、地下埋設物（旧焼却処分場の杭）が存在していることから、造成工事の中で杭引抜を行う予定である。

4. 資材等搬入ルート

工事用車両は図 2-3.5 に示すとおり、主要な搬入出ルートを走行することを基本とする。

環境保全や交通安全に配慮して、資材等搬入ルートは生活道路を避け、極力幹線道路を走行する計画とし、施工業者に走行ルートの遵守を徹底させる。

5. 工事中の環境保全対策

(1) 大気汚染対策

工事用車両は、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用し、整備、点検を徹底する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。

(2) 粉じん対策

工事中は、建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、対象事業実施区域の周囲にフェンス等の仮囲いを設置する。また、適宜散水により粉じんの飛散を防止する。

なお、場内に掘削土等を仮置きする場合は、シートなどで覆い、粉じんの飛散を防止する。

また、工事用車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後に退出する。なお、洗車排水は「(4) 濁水対策」に示す内容により適切に処理する。

(3) 騒音・振動対策

建設機械は、低騒音・低振動型のものを使用し、整備、点検を徹底したうえ、発生騒音・振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討し、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。また、対象事業実施区域外周の可能な範囲に仮囲いを設置する。

工事用車両は、整備、点検を徹底し、不要な騒音・振動を発生させないよう努める。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。

工事期間中は、騒音・振動の連続測定を行うとともに、測定値を表示するなど、周辺環境の保全に配慮する。

(4) 濁水対策

工事に伴う濁水の発生を防止するため、改変範囲内の雨水及び洗車排水を仮設沈砂池に集水し、濁りを沈降させた後、道路側溝を通じて放流する計画である。

また、土砂の流出を防止するため、著しい降雨時の土工は極力避けて濁水の発生を抑制する。

濁水の流出状況については濁度計を用いて日常的な監視を行い、濁水の流出が認められた場合は作業の調整または対策を行う。なお、主な雨水排水ルートは図 2-3.7 に示すとおりである。

(5) 土壌汚染対策

掘削工事に伴う発生土は場内で利用し、原則的に場外搬出は行わない。現在、工事区域内で汚染土壌は確認されていないが、今後の調査により汚染土壌が確認された際には、土壌汚染対策法に基づき適切に対処することとし、土壌の搬出の必要が生じた際には、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（平成31年、環境省水・大気環境局土壌環境課）に従い、土壌の性状等を考慮した適切な運搬容器の使用や、シートカバー等の使用により、土壌の飛散等が起こらないよう配慮する。

また、工事中における雨水排水に伴う汚染土壌の拡散を防止するため、土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。

(6) 廃棄物等対策

造成工事及び建設工事に伴い発生する建設副産物は、分別し再資源化を徹底する。再資源化等が困難な廃棄物については適正に処理する。

計画施設の設計にあたっては、将来の分別解体の際に、建築資材の分別、再資源化等が容易となるよう構造、材料等を検討する。

(7) 温室効果ガス削減対策

建設工事においては、工事用車両のエコドライブの促進、建設機械、工事用車両の整備、点検の徹底、省エネルギー性に優れる工法、建設機械及び工事用車両の採用の促進など、温室効果ガスの削減に配慮する。